

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

保険料(税)の減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料(税)の納付が困難になった世帯に対し、平成31年度の一部及び令和2年度の保険料(税)について申請に基づき減免を行います。

◎対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の令和2年の収入が減少した(減少見込み)の世帯で次の①又は②に該当する場合です。

- ①新型コロナウイルス感染症にり患した世帯
新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯(重篤な傷病に該当するには医師の診断書等が必要です)
- ②収入が減少した世帯
保険制度ごとに減免対象となる要件が異なります。

国民健康保険	世帯の主たる生計維持者が(1)~(3)のすべてを満たすこと (1)今年の事業収入等(事業、不動産、山林又は給与)のいずれかの収入の減少額(見込み)が前年と比べて3割以上である。 (2)前年の合計所得金額が1,000万円以下である。 (3)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。
後期高齢者医療	
介護保険	世帯の主たる生計維持者が(1)~(2)のすべてを満たすこと (1)今年の事業収入等(事業、不動産、山林又は給与)のいずれかの収入の減少額(見込み)が前年と比べて3割以上である。 (2)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

※注1 前年：平成31年1月～令和元年12月、今年：令和2年1月～12月
 ※注2 非自発的失業者に該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による国保税軽減措置対象者はこの減免制度には該当しません。

◎減免対象の期間 令和2年2月から令和3年3月までの保険料(税)

◎減免する額

- ①新型コロナウイルス感染症にり患した世帯 対象保険料(税)の全額が免除されます。
- ②収入が減少した世帯 主たる生計維持者と世帯全体の前年の所得に応じて減免の割合を計算し対象保険料(税)を減額します。

◎申請手続き等 収入減少が確認できる書類が必要ですのでお問い合わせください。

問い合わせ先 ・国民健康保険、後期高齢者医療 国保係 ☎76-2151 (内線228・237)
 ・介護保険 介護保険係 ☎76-2151 (内線317・230)

国民健康保険・後期高齢者医療の保険証は7月下旬に郵送します

現在お持ちの保険証は7月31日までご使用できます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療の8月1日以降の保険証は「特定記録郵便」にてお送りしますのでお知らせいたします。

なお、特定記録郵便は普通郵便と異なり、郵便受箱投函までの記録が残る配達方法で、受取印が不要のため配達時不在でも受け取ることができます。

期限の切れた古い保険証につきましては、ご自身で細かく裁断のうえ破棄してください。

・住民票の住所以外の送付先を希望される場合や、簡易書留郵便など他の受取方法を希望される場合は、お手数ですが役場までご連絡をお願いします。

7月に更新となる国保・後期高齢者医療関係の証書一覧
お持ちの証書の種類に合わせて、更新方法のご確認をお願いします。

■国民健康保険(国保)の方

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	8月以降も必要な方	8月以降も引き続き必要な場合は、窓口にて再度申請が必要です。7月30日より受付します(持ち物:保険証、印鑑、マイナンバー)。
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	7月下旬に郵送します。
学生用の保険証	現在お持ちの方	現在お持ちの保険証は、令和3年3月31日までお使いいただけますので送付いたしません。更新は来年3月に役場窓口にてお願いします。

■後期高齢者医療の方

(現在75歳以上の方、または一定以上の障がいのある65歳以上の方)

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	現在お持ちの方	

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 (1階◎番窓口)
 ☎76-2151 (内線 国保担当228・229/後期担当237)